

# 平成 29 年度国民健康保険税 制度改正のお知らせ

## 1. 平成 29 年度国民健康保険税の軽減制度拡充について

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額および平等割額が軽減されます。  
 今回の改正では、軽減判定の所得基準が見直され、5割軽減と2割軽減の対象が拡充されました。

### 5割軽減の対象となる世帯

国保加入者などの数に乗ずる金額を現行の  
 26万5千円  
 ↓  
**27万円**  
 に拡充されました。

### 2割軽減の対象となる世帯

国保加入者などの数に乗ずる金額を現行の  
 48万円  
 ↓  
**49万円**  
 に拡充されました。

平成 29 年度国民健康保険税の軽減判定所得基準（拡充）

軽減割合	軽減判定の基準となる所得金額 (世帯主と国保の加入者、国保から後期高齢者医療制度へ移った方の前年所得の合計額)
7割	軽減判定の基準となる所得金額が、33万円以下の世帯
New 5割	軽減判定の基準となる所得金額が、《33万円+ (27万円×国保加入者全員と国保から後期高齢者医療制度へ移った方の合計数)》以下の世帯
New 2割	軽減判定の基準となる所得金額が、《33万円+ (49万円×国保加入者全員と国保から後期高齢者医療制度へ移った方の合計数)》以下の世帯

※所得の申告をしていない方は、軽減判定ができません。所得のない方も忘れずに申告してください。

## 2. 平成 29 年度国民健康保険税について

地方税法施行令の改正により、毎年行われている国民健康保険税の課税限度額の改正は、今年度は行われず据え置きとなりました。

### 平成 29 年度国民健康保険税の税率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割合	6.6%	1.5%	1.3%
均等割 (一人当たり)	21,000円	5,000円	9,000円
平等割 (一世帯あたり)	21,500円	5,500円	7,000円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※平成 29 年度の国民健康保険税の税率は、平成 28 年度と変わりありません。

問い合わせ先：役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211 (内線248・255・256)

国民年金  
 あれこれ  
 国民年金保険料は  
 納付期限までに納めましょう！

平成 29 年度の国民年金保険料は、月額 1 万 6 4 9 0 円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除される制度や猶予される制度がありますので、役場保険年金課へご相談ください。

※未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

(※) 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

### ○問い合わせ先

役場保険年金課 国民年金係(保険料の免除・納付猶予申請に関する事)  
 ☎68-2211 (内線236)  
 土浦年金事務所 国民年金課(保険料の納付に関する事)  
 ☎029-825-1170  
 自動音声に従って【2】を押した後に【2】を押してください。

### 年金請求書の 手続漏れがありませんか?

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。

制度の開始は、平成 29 年 8 月 1 日(最も早い年金のお支払いは平成 29 年 10 月)です。まだ、請求手続をされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を。

予約の上、年金事務所にて手続を行ってください。  
 問い合わせ先：ねんきんダイヤル  
 ☎0570-05-1165

年金機構の  
 黄色の封筒が届いた方は  
 年金が受け取れます  
 今すぐ  
 予約のお電話を！  
 0570-05-1165(いい老後)

### 集団健診を受診できなかった方へ 個別健診のご案内

町では、6月に40歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象とした集団健診を行いました。健診期間中、ご都合により受診できなかった方については、県内の医療機関などで個別に健診を受診することができますのでご案内します。詳細は次のとおりです。

### 受診対象者

40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方で、今年度まだ健診(人間ドック・脳ドックを含む)を受診されていない方。

※ただし、今年度中に町の助成で人間ドック・脳ドックの受診を予定している方は除きます。

### 受診方法

健診期限内に受診できるよう、お早めにご自身で健診機関へ直接ご予約してください。

### 健診期限

○国民健康保険の方  
 平成 30 年 3 月 31 日(土)まで  
 ○後期高齢者医療保険の方  
 平成 29 年 12 月 20 日(水)まで

### 当日持参するもの

- 国民健康保険の方
  - ・特定健康診査受診券
  - ・国民健康保険被保険者証
  - ・自己負担金 1,000 円
  - ・以前に特定健診を受診したことがある方はその時の健診結果
- 後期高齢者医療保険の方
  - ・後期高齢者健康診査受診券
  - ・後期高齢者医療被保険者証
  - ・追加項目の自己負担金(自己負担金については受診券を参照してください。)

### 受診できる主な健診機関

利根町国保診療所 ☎68-2231  
 もえぎ野台よつば診療所 ☎85-5581

※他の受診できる健診機関につきましては、国民健康保険か後期高齢者医療保険かによってそれぞれ異なりますので、保険年金課へお問い合わせください。

問い合わせ先  
 役場保険年金課 ☎68-2211  
 国民健康保険係 (内線256)  
 後期医療係 (内線239)

